

## >>>> 地方自治体のための環境法令改正情報 >>>>

6月には水銀汚染防止法が新規制定され、大防法、安衛法及び毒劇法関連の改正がありました。

### 【平成 27 年 6 月の環境法令改正情報】

※平成 27 年 6 月 1 日～6 月 30 日に公布された環境法令（都道府県条例や市町村条例を除く）

※当サービスでお知らせする環境法令改正情報については、対象環境法一覧表に記載されている法令の中で、EMS の運用上関連性があると判断した改正内容を取り上げています。

当サービスで対象としている環境法はこちら [対象環境法一覧表](#)

分類	改正内容	
大 気	<p>【大防法】 大気汚染防止法の一部を改正する法律（法律第 41 号）</p>	
	<p>[概要] 水銀排出施設に係る届出制度、水銀等に係る排出基準の遵守義務等、要排出抑制施設の設置者の自主的取組が定められ、その他罰則等の所要の整備が行われた。 ※対象施設に廃棄物焼却設備が該当する見込み。詳細は今後政省令等で定められる。</p>	<p>[公布] H27.6.19 [施行] 日本で「水銀に関する水俣条約」が効力を生ずる日から 2 年以内で政令で定める日</p> <p>■ 関連情報（環境省報道発表資料） <a href="http://www.env.go.jp/press/100686.html">http://www.env.go.jp/press/100686.html</a></p>
	<p>【大防法関連：省令、告示】 大気汚染防止法第二条第十四項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 26 号） 自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境省告示第 93 号）</p>	
化 学 物 質	<p>[概要] 二輪自動車及び原動機付自転車において、E10 及び ETBE22 を含むガソリンを燃料とすること、また 3.5t を超えるディーゼル車の排出ガスの試験方法を世界統一試験サイクルに変更すること等が定められた。</p>	<p>[公布] H27.6.24 [施行] H27.6.24</p> <p>■ 関連情報（環境省報道発表資料） <a href="http://www.env.go.jp/press/101134.html">http://www.env.go.jp/press/101134.html</a></p>
	<p>【参考：水銀汚染防止法（新規制定）】 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（法律第 42 号）</p>	
化 学 物 質	<p>[概要] ①水銀鉱の掘採の禁止、②特定の水銀使用製品の製造等に関する措置、③特定の製造工程における水銀等の使用の禁止、④水銀等を使用する方法による金の採取の禁止、⑤水銀等の貯蔵に関する措置、⑥水銀を含有する再生資源の管理に関する措置等が定められた。</p>	<p>[公布] H27.6.24 [施行] 日本で「水銀に関する水俣条約」が効力を生ずる日から 2 年以内で政令で定める日（ただし、②の一部については別途政令で定める日）</p> <p>■ 関連情報（環境省報道発表資料） <a href="http://www.env.go.jp/press/100686.html">http://www.env.go.jp/press/100686.html</a></p>

分類	改正内容	
化学物質	<p>【安衛法関連：政令】 労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 249 号）</p>	
	<p>[概要] 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置の強化に関する規定の施行期日が平成 28 年 6 月 1 日と定められた。</p>	<p>[公布] H27.6.10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関連情報（厚生労働省報道発表資料） <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/</a></li> </ul>
	<p>【安衛法関連：政令】 労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第 250 号）</p>	
	<p>[概要] 譲渡又は提供する際に名称等の表示が義務付けられる対象物（「表示対象物」）が、現行の 104 物質から、労働安全衛生法施行令別表第 9 に掲げる通知対象物（640 物質）まで拡大する等の改正が行われた。</p>	<p>[公布] H27.6.10 [施行] H28.6.1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関連情報（厚生労働省報道発表資料） <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/</a></li> </ul>
	<p>【毒劇法関連：政令、省令】 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第 251 号） 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 113 号）</p>	
<p>[概要] 最新の科学的知見及び薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、劇物の追加指定並びに毒物及び劇物から指定除外が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 劇物に 3 物質を追加。</li> <li>・ 毒物及び劇物から 1 物質を除外。</li> <li>・ 劇物から 1 物質を除外。</li> </ul>	<p>[公布] H27.6.19 [施行] H27.7.1（ただし、指定除外については公布の日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関連情報（e-Gov（総務省行政管理局）） <a href="http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=495150004&amp;Mode=0&amp;fromPCMMSTDETAIL=true">http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=495150004&amp;Mode=0&amp;fromPCMMSTDETAIL=true</a></li> </ul>	

## 【今月のトピックス】 …大気汚染防止法の改正について（水銀排出規制関連）

6 月 19 日に大気汚染防止法の一部を改正する法律が公布されました。この改正は、平成 25 年 10 月に熊本市・水俣市で開催された外交会議において採択された「水銀に関する水俣条約」を担保するための措置を講ずるものです。（同時に、「水銀による環境汚染の防止に関する法律」も公布されています）

- 「水銀に関する水俣条約」については、過去のトピックスをご覧ください。

<http://eco-planet.jp/contents/wp-content/uploads/2013/10/ecoplanet20131017.pdf>

水俣条約においては、5種類の発生源の分類（①石炭火力発電所、②産業用石炭燃焼ボイラー、③非金属<sup>※</sup>製造用の製錬・焙焼行程、④廃棄物焼却設備、⑤セメントクリンカー製造設備）を対象に、水銀及び水銀化合物の大気排出を規制し、実行可能な場合には削減することと定められており、これらは改正大防法においても規制対象とする必要があるとされています。この5分類のうち、自治体に関係してくるのが廃棄物焼却設備です。

**【改正の概要（環境省「大気汚染防止法の一部を改正する法律案の概要」より）】**

**（1）水銀排出施設に係る届出制度**

一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

**（2）水銀等に係る排出基準の遵守義務等**

届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとする。（後略）

**（3）要排出抑制施設の設置者の自主的取組**

届出対象外であっても水銀等の排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組みを責務として求めるものとする。

**（4）その他罰則等**

規制対象施設の規模や排出基準等の具体的な内容については、今後検討が進められていきます。

なお、同条約の担保措置の一環として、水銀廃棄物対策についても検討が進められており、今後、廃棄物処理法が改正される見込みです。

■ 関連資料

環境省「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀の大気排出対策について（答申）」

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/25919.pdf>

環境省「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>

（平成 27 年 7 月 二上 明子）

株式会社 知識経営研究所（担当者：伊藤、二上、広田）

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421

FAX: 03-5442-8422

Eメール: info@kmri.co.jp